

隅田川花火大会人流分析業務委託仕様書

1. 業務名

隅田川花火大会人流分析業務委託（※以下、「本業務」という。）

2. 目的

近年の ICT 技術の向上により、GPS データなどをもとにしたビッグデータの活用が進んでいる。従来の統計では分からなかった区内の人の流れの情報を可視化し、その情報を活用したデータ分析を進めていくことで、効果的な施策の立案や既存事業の効果検証につなげ、区の EBPM の推進を図るものである。

（隅田川花火大会の人流データ分析により実現を図りたいこと）

（1）混雑エリアの特定

…特定のエリアや時間帯に人が集中することで渋滞が生じるため、どのエリア、どの時間帯に人が集中しているかをデータで把握し、次年度以降の混雑緩和策の検討につなげたい。具体的には、ピーク時刻に警備員等の配置の強化を関係機関に打診することや、交通規制の時間帯の最適化、来場者への周知・案内に繋げる。

（2）交通整理の見直し

…どの駅からどの方面から人が来て、帰っていくのかをデータで把握し、交通整理の改善につなげる。エリアごとに適した誘導を行い、会場と駅等の往路・帰路への動線を改善する。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年11月30日まで

4. 業務内容

令和7年度隅田川花火大会についての人流データの取得、可視化、分析を行い、既存事業の見直し等につなげる。

可視化したデータの分析のうえ、イベント当日と昨年度対比等における性別、年代、居住地、滞在時間、移動履歴等のデータ比較や、分析によって見えてきた来年度以降のイベント開催に向けた提言内容を報告書としてまとめること。

なお、荒天等により令和7年度隅田川花火大会が開催前あるいは開催中に中止となることも想定される。その場合は、令和6年度隅田川花火大会に置き換えた業務内容とする等、委託者と協議の上業務内容を決定する。

5. 業務要件

隅田川花火大会の会場エリアにおいて、区と協議の上、分析エリアを設定し、スマートフォンによるGPS位置情報データ等を活用し、前回大会と比較して、以下の可視化を行うこと。なお、詳細については、項番6. スケジュールに記載の「分析内容についての打合せ・擦り合わせ」において決定するものとする。

- ・混雑状況の時間帯別推移
- ・来訪者の滞在時間、属性分布（例：性別、年代、割合、居住地等）、地点間の人の流れ

6. スケジュール（予定）

令和7年7月下旬 隅田川花火大会実施

7～8月 分析内容についての打合せ・擦り合わせ

8月以降 分析業務開始

～11月 分析結果納品及び分析内容について報告

7. 受託者要件

本業務を実施するにあたり、受託者は過去にイベント等での人流調査または人流分析の業務受託実績を有すること。

事業を円滑かつ計画的・効果的に推進するための体制を確保すること。

8. 提出物

分析結果報告書（PDF データ）

※報告書は外部への公開を前提としています。

9. 支払

委託業務終了後、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。

10. 著作権等

（1）著作権の帰属

本業務の実施により作成された分析結果報告書の著作権は、区に帰属する。

（2）守秘義務

受託者は、業務に関して区から示された情報を区の指示する目的以外に使用してはならない。
また、区の許可なく第三者に提供してはならない。

（3）個人情報

受託者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守し、業務の如何に関わらず個人の権利、利益を侵害することのないよう、必要な措置を講ずること。

11. 再委託の制限

（1）受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託または請け負わせてはならない。

（2）受託者は、委託者との協議により本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

（3）（2）の書面には次の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報並びに記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク その他、委託者が指定する事項

- (4) 本委託における情報の保管及び管理等に関する事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

12. その他

(1) 当該業務を実施するにあたり必要な最低限の事項を示したものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、受託者の企画提案に応じ調整を行うものとする。

(2) 細部の事項については、事前に区と打合せ等により連絡調整を行うこと。

(3) 受託者は本業務の実施に際し、委託者または第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。また、損害を受けた第三者の求めに応じ、委託者が損害を賠償した時は、委託者は受託者に対して求償権を有するものとする。

(4) 本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

(5) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① ディーゼル車規制に適合する自動車であること

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること

③ できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること

(6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、区と受託者とが協議して定めるものとする。

【担当】 台東区 企画財政部 情報政策課

電話 03-5246-9022